

第1章 議 会

○福島地方水道用水供給企業団議会定例会の回数を定める条例

〔昭和60年11月1日
条例第3号〕

福島地方水道用水供給企業団議会定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。